

# 学校評価の概要

## 制度の概要

平成19年の学校教育法及び同施行規則改正により規定。

### 【目的】

各学校が自らの教育活動等の成果や取組を不断に検証することにより、

- ①学校運営の組織的・継続的な改善を図ること、
- ②各学校が保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得ること、
- ③学校に対する支援や条件整備等の充実につなげること

	内容	法令上の位置づけ	
自己評価	○各学校の教職員が自ら行う評価	○実施の義務 ○評価結果の設置者への報告の義務	○公表の義務
学校関係者評価	○保護者、地域住民等の学校関係者が、自己評価の結果を踏まえて行う評価	○実施の努力義務 ○(実施した場合)評価結果の設置者への報告の義務	○公表の努力義務
第三者評価	○外部の専門家により、専門的視点から行う評価		

## 文部科学省の取組

- 各学校や設置者の取組の参考となるよう、学校評価ガイドラインを策定。
- 学校評価の充実・改善に関する調査研究を意欲ある教育委員会等に委託し、実践的な取組例を取りまとめ、普及。
- 中核となる教育委員会職員、学校の教職員、保護者や地域住民等の学校関係者評価委員に対する研修を実施。

## 参考資料

文部科学省ホームページ

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/gakko-hyoka/index.htm)

文部科学省HP [トップ](#) > [教育](#) > [小学校、中学校、高等学校](#) > [学校評価について](#)

◇学校評価ガイドライン〔平成22年改訂〕

◇地域とともにある学校づくりと実効性の高い学校評価の推進について(報告)

(平成24年3月12日 学校運営の改善の在り方等に関する調査研究協力者会議 学校評価WG)

◇学校評価の取組事例(リンク集)

◇平成23年度 学校評価・情報提供の充実・改善等に向けた取組事業成果報告書

# 学校評価の実効性を高める取組

## <宮城県仙台市教育委員会>

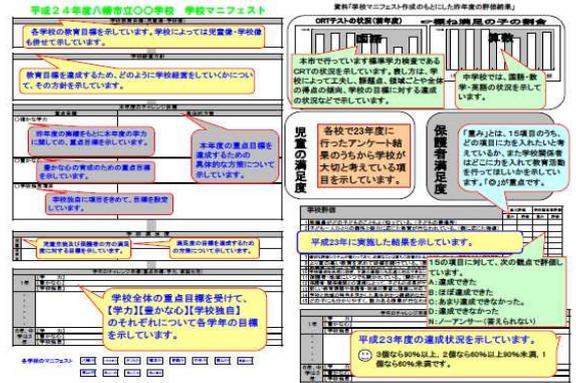
### ◆家庭・地域との連携による協働型学校評価システム

- 学校・家庭・地域の三者が、児童生徒の現状と課題の共有から、重点目標の設定、目標達成に向けた行動、成果の把握と改善のための活動までをともに行います。
- 各学校においても、様々な特色ある取組がなされています。
  - ・職員間で課題を共有するためのワークショップ
  - ・目指す方向性や取組を整理した印刷物を学校の玄関前に掲示
  - ・学校関係者評価員が職員会議にオブザーバー参加
  - ・「我が家の重点目標」「家族で取り組む振り返りカード」により、家庭のフィードバックを受ける

## <京都府八幡市教育委員会>

### ◆市内共通様式の学校マニフェストを見やすく1枚で作成

- 各学校が、①昨年度の成果・課題を踏まえ、②どのような目標を持ってどのような教育活動を行うのか、わかりやすいよう、市内共通様式の学校マニフェストを作成。
- 力を入れたい項目に◎を付すなど、各項目の記載は学校で工夫できるようになっています。



## <福岡県春日市教育委員会>

### ◆中学校区（ブロックコミュニティ）学校関係者評価の導入

- 中学校区のコミュニティ・スクールが、小中連携により、学校・家庭・地域一体となって子どもを育てています。そのため、中学校区において共通目標・課題（共通評価項目）を設定し、その具現化に向けた取組を共有しています。
- 中学校区学校関係者評価により、学校・家庭・地域による具体的議論の場が生まれ、また各学校で行う学校関係者評価の充実にもつながっています。

## <岐阜県教育委員会>

### ◆すべての県立高校がマニフェストを作成するとともに、学校関係者評価を実施

- 当該年度に重点的に取り組む施策をわかりやすく示す「県立高等学校版マニフェスト」を作成することで、学校評価の充実を図っています。
- 県は、県立高等学校管理規則により学校関係者評価を義務付けるとともに、マニフェスト作成・公表における留意点、研究指定校における実践例などを掲載したリーフレットを作成するなど、各校の取組を支援しています。